

info  
21

## 市内の木材を利用した“住宅や外構の木質化”を支援します

市では、木材産業の振興を図るため、地域産材（市内で伐採した木材）を利用して住宅の建築などをする方に、経費の一部を補助します。

## ■補助対象および補助金額（令和5年度内に完成することが必要です）

## ①住宅、車庫、物置の建築（新築、増築、改築）

種別	地域産材の使用量	補助金額
A：主要部材に地域産材を使用	20㎡以上	40万円
	15㎡以上 20㎡未満	30万円
	10㎡以上 15㎡未満	20万円
	5㎡以上 10㎡未満	10万円
	2.5㎡以上 5㎡未満	7.5万円
	1.5㎡以上 2.5㎡未満	5万円
B：目視可能な箇所の内装材または外壁材に地域産材を使用	5㎡以上	20万円
	2.5㎡以上 5㎡未満	10万円
	1.5㎡以上 2.5㎡未満	5万円

※AとBの両方に該当する場合は、合算した金額となります。

## ②住宅、車庫、物置の改修（リフォーム）

地域産材の使用量	補助金額
5㎡以上	10万円
2.5㎡以上 5㎡未満	7.5万円
1.5㎡以上 2.5㎡未満	5万円

## ③外構（住宅敷地内にある住宅、車庫、物置以外の構造物）の設置および修繕

地域産材の使用量	補助金額
0.1㎡以上	地域産材に係る経費の半額（上限5万円）

■対象者 自ら居住するための住宅、車庫、物置を市内に建築・改修する方または外構工事をする方で、市税および市諸収入金に未納がないこと

■申請方法 工事着手前に次の全ての書類を提出し、補助金の交付決定を受けてください。

①申請書 ②地域産材使用率計算書 ③工事契約書（または工事見積書）の写し

④位置図 ⑤住宅などの平面図および立面図

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

■申請期限 12月28日（木） ※予算の状況により早期に終了する場合がありますので、申請前に下記まで問い合わせください。

問 農林課林務班（☎55-8569）

info  
22

## 森林の立木を伐採するときは届出が必要です

4月1日（出）から届出に必要な書類が変わりましたので、事前に確認してください。

■対象となる森林 地域森林計画の対象となっている民有林（市内のほとんどの森林）であること

■届出・報告時期 ・伐採前 ⇒ 伐採する90日前から30日前まで

・伐採後 ⇒ 伐採が終わった日から30日以内

・造林後 ⇒ 造林が終わった日から30日以内

■届出をする方 ・所有する森林の立木を伐採するとき ⇒ 森林の所有者

・買い受けた立木を伐採するとき ⇒ 森林の所有者と立木を買い受けた方の両者



※提出する書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※伐採したい森林が保安林の場合は、雄勝地域振興局農林部森づくり推進課（☎73-5112）へ問い合わせください。

問 農林課林務班（☎55-8569）